

6月28日(第13日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時 ~ 午後3時20分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番 伊 保 清 安 .	2 番 天 久 盛 雄 .
3 番 石 川 真 六 .	4 番 波 名 喜 よう仁 .
6 番 伊 藤 寛 朝 村 .	7 番 比 藤 盛 栄 .
8 番 又 吉 正 弘 .	9 番 棚 原 けん信 .
10 番 稻 嶺 正 康 .	11 番 安 次 富 盛 信 .
12 番 大 川 昇 .	13 番 知 名 朝 司 .
14 番 崎 間 正 とく .	15 番 仲 村 春 仁 .
16 番 武 島 行 男 .	17 番 佐 喜 間 弘 .
18 番 比 藤 善 定 .	19 番 宮 城 昌 .
20 番 伊 佐 徳 次郎 .	21 番 仲 村 盛 光 .
22 番 古 波 藤 清 次郎 .	

3. 不応招議員は次のとおりである。

5 番 宮 里 敏 行 .

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。

5 番 宮 里 敏 行 .

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した

ものは次のとおりである。

市長 島 藤 全 .	一. 助 役 沢 し 安 一 .
取入 役 奥 里 将 伸 .	総務課 長 具 屋 好 水 .
財政課 長 仲 村 春 信 .	住民課 係 長 .
民生課 長 当 山 全 喜 .	経済課 長 伊 佐 友 誠 .
細光課 長 古 波 藤 信 三 .	都計課 長 島 村 善 幸 .
土木課 長 島 藤 善 信 .	教育委 員 会 計 係 知 花 榮 幸 .

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
局長 末吉 健 男、書記 島 袋 真 由。

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1 議案第47号 1968年度宮野瀬市区画整理事業第二地区特別会計才入才出予算について。
日程第2 議案第48号 1968年度宮野瀬市教育区才入才出予算について。
日程第3 議案第59号 予算の繰越について。

議長～出席14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。（午前10時）

議長～暫休願いたします。（午前10時）

議長～再開いたします。（午前10時3分）

議長～日程第1、継続審議中の議案第47号、1968年度宜野湾市区画整理事業第二地区、特別会計才入才出予算についてを議題といたします。
本案に対する賛論を許します。

議長～暫休願いたします。（午前10時5分）

議長～再開いたします。（午前10時7分）

20番～才出、3款1項1目の元利償還金について質問いたします。1目の利息4,352ドルでございますが、これは一時借入金の5,000ドルの3ヶ月日歩0.032で4,352ドルになりますが、2目の30,000ドルの元金償還についての30,000ドルしか計上されておりません。

都計課長～お答えいたします。只今の質問は才出に計上されてないという訳ですか。

20番～30,000ドルの利息に対して、4月1日に元金を返済した場合ですら、30,000ドルに対する利息は出ないかも知れませんが。

都計課長～才出でも計上してございます。

20番～第二地区の区画整理事業につきましては、着工当時にお

きましては、市の負担が、技術援助程度と政府の方針が
変わりました、現年度から41,000ドルの件につきまして、
そういう政府の方針が変わったことによつて、市の外の都計
計事業が非常に支障をきたしている状況でございますが
これについて、市長として外の地盤が、もしも区画整理
事業を、市の状態としては、これは出来ない状態である
が、地主組合とか、そういう面で推進された場合に、ど
ういう面で補助をあててもらうか、その点について、
現段階においては、第二地区がせいじばいで、この特
別会計では、どうしても出来ないんだと、

市長～お答え申し上げます。

今務の問題といたしまして、各地域で、この早めに組合
を作つてもらつて、進める様にしておりますが、これに
対する補助と申しますと、技術の援助とか、主体になる
かと思ひますが、新しい立法が出来ました場合に、まだ
区画整理法の法律が出来ておりませんので、これが近い
うちに出来ますから、それが出来てから金銭的に補助す
べきであるということも考えられる訳でございますが、
充分検討して行きたいと思つております。
今の所、確定したどうするということは技術援助はいつ
ても出来ると第二地区は予定通りやる様にしてあります。
68年度、69年度までには、全部完了しますので、こ
れは最初の計画通り、69年度完了すよ様に考えており
ます。

8番～管費地の旭分の抽積はいくらですか、それと政府支出金
は大体約束されておりますか。これと、68年度を完全
に実施された場合にですわ、執行率は何多になるか。

都計課長～最初の管費地旭分の抽積はいくらかという質問ですわ。
旭分面積1,500坪予定しております。総面積は1,950坪
です。それから補助金の確定でございますが、政府の方

としても、その様に計上されております。それから、68年度にどの位かという質問でございますが、68年度事業はほとんど完成いたしましたして、69年度は、整備業務になる訳ですが、計画書による率からいたしますと95%いくんじやないかと思っております。

8番～今の御答弁によりますと、56年に完全執行した場合には、整地作業においては、ほとんど完成するという御答弁でございましたがそろした場合には、大体受入れ体勢の計画はもっているかどうか。

都計課長～受け入れ体勢といいますと、一応この土地の使用ですか。これは、部分的には、67年度のがい路工事が完成しますと、部分的な建築許可は許してさしつかえございません。

16番～第二地区の換地の現状について、御説明願います。

都計課長～御説明申し上げます。換地設計を手がけて大部進んでおりますが、現在の段階では過小宅地の処分の問題で、地主の承諾をえないといけませんので、第4～5名の地主の承諾がまだ何にしません、その分残っているわけでございますが、大体7月の中旬頃までには、全部換地設計は完了すると思えます。

16番～換地設計において、地積の小さいものの換地の問題で、相当問題があると思うのだが、そこら辺はどういうようになつておりますか。

都計課長～たしかに、過小宅地問題については、相当問題がございます。その場合一応地主の同意というものをえなければいけませんので、換地の方針として、過小宅地といいますのは、30坪以内、100ヘーベ以内にする訳にはい

けないと、そういう換地の方針がございまして、それ以下の土地を合筆するなり、あるいは又、換地をあたえんでもよいと、そういう地主の同意をえなければいけませんので、確に困難な問題であります。

16番～そういうつた區小換地に該当するものが、現にどの位ありますか。

郡計課長～區小換地の件数が9筆だつたと思つております。

16番～この區小換地の問題でありますけれども、当該地に教筆を筆を持った所有者がいると思ひます。その場合、もちろん場所そのものは距離的にいくら差か差はあると思ひ用うが、その教筆を1ツに合筆することによつて、そういうつた區小換地が出る様なことはありえないか。

郡計課長～これはございませぬ。

16番～現在のふんば移転の現況はどういうことになリますか、何ヶ位すでに撤去されたか、そして又、撤去されてないけれども、すでに、いわゆる地主との間の契約が済んだもの、そういうもの多と。

郡計課長～その多はまだ、けつきり出してございませぬが件数にして、8件が完了してあります。

16番～全部で何件ありますか。

郡計課長～62基ございませぬ。

16番～62基の内8基しか、解しやくされないということですが、次年度において、やはり、そういうつたふんば自体撤去することによつて、始めて正式だのものが可能であるかどうか、現在の執行状態からすると非常にのう厚であ

るけれども、やはり、次年度中には、充分に解決するだけの目途があると思うんですけれど。

都計課長～これは確かに実施出来ると考えております。

16番～この理由はふんばに対する当局のばつ本的な対策がなかつたからだと思ふのだが、そこら辺はどういうふうに解しやけますか、3年前から指摘していることですが

都計課長～たしかに、そうだと思います、物件に対する補償の基準が出来てないためにはか主との折衝がうまくいかないために、のびのびになつたことだと思つております。

16番～問題は事実が延々することによつて、むしろそろいつた解決は難しくなると私は思つております。そこら辺充分にるがい言われて1日も早くこれをかたずける様に御要望申し上げます。

16番～次年度の予算を見ますと、警備地の売却による収入がほとんど大部分でございます。
この警備地そのものが、普天間小学校の第二分校敷地に当てられている様な個になつておりますが、原則として、売却ということになつておるが

市長～お答えいたします。

これは委員会の方で、売却いたしまして、学校敷地にあてようということでは話しは進められております。委員会の方では、現在学校敷地に取られている所の地主と相談して、学校敷地にあてようという様な考えであります。これは、おつしやる通り、原則として、売却にならなければ、いかないと思ひます。けれども、まだ、その組合との問題もはつきりした解決にはなつておりません。

16番～私が考えますには、新城の地域においての販売価格、それから、最近の土地の高とうそういつたものを、いわゆる考えた場合に、この予算額を充分にうわまわるだけの販売価格はたしかにあると思ふんです。そこら辺を、ただ単に学校用地、公共の用地になるんだからといつた様な考え方を何にすることは、果して、だとうであるかどうか、そこら辺に疑問をいだけております。売却を現在すでに承諾されたのが、これは個人でなくして、部落有地であります。しかし替地というものは、今務この中にあります替地というものは、むしろ、個人有地からの替地と私は考えますが、そして交換分合によつて、そのういつた替地を一方にまとめるとなつた場合に都計上のろく化地帯とかといつたような面があると思ひますがこれは充分に考慮されているか、どうか。

市長～ろく化地帯はある程度考慮してあります。その学校地、敷地の問題には、私としても非常に不安をもつております。もちろん、これは、委員会に一筆入れてもらつて購入敷地の予算も計上してありますけれども、果して、これがうまくいふかどうかが、非常に疑問を持つておりますけれども、委員会の方では、充分何にしているということ。

16番～都計課長～、替地を一方にまとめて学校敷地にするんだという考え方であるが、これは、当初第二地区の設計が、時点の考え方とは、相当大きな開きが出て来ておりますが、そこら辺はどうなつておりますか。

都計課長～保留地を一個所にまとめるということは、技術的に非常に難しい問題でございます。つとめて、学校予定地になる所にあつめる様にしますが、これは、やむをえざる所は、とびとびに保留地を持たんといけな思ひます。換地設計はそういう様に進めております。

16番～橋脚設計は、7月中旬頃までに出来る訳ですか。
これは出来たあかつきは設置ですか。

都計課長～はい、10日間。

16番～これは、この修繕期間には、充分地主をして日々をはつきりさせてですね、皆がつとめて設置する様にして下さい。只法がそうだからという訳で我々は、したんだと、こたかつたのは、きみ達が悪いんだということは、さけて下さい。

16番～才出の1款4項2目、これの道路きょうりよう費になっておりますが、マンホール工事となつておりますが、マンホール工事とは、どこですか。

都計課長～新城の石じやばしですか、あれに通ずる所の交差点でございます。

16番～都計の問題で去つた大岡の場合に、ここでしん水さわぎがあつたということではありますが、課長はわかりますか。

都計課長～知つております。

16番～分水計画、現在やられている工事とそら辺からしての技術設計、この問題はどうあれば解決するという結論を得ておりますか。

都計課長～今、風田を調査している訳でございますが、5分線をおろ断して、今の第2地区の幹線がい階の人口を又おろ断して、カネ形になつて、アンキヨを配置している訳でございますが、その場合に、このアンキヨというものはどこまで、1部分水の計画だと、そういうふうに設計した訳でございますが、現時点から判断しても決

して、悪いような設計ではないと思っております。
今後この排水路の問題といたしましては、都計上、都
計回排水路といたしまして、5号線沿にちゃんと計画
をさせていただきますし、これの築造を早くやらなければいかな
ければいけないというふうに考えております。

廳長～暫休いたします。（午前10時36分）

廳長～再開いたします。（午前10時37分）

NO 33

第47回 定例会

8番	<p>先程の替費地の問題であります が、1,500坪見込れていると、単 価はいくつですか。</p>
都計 課長	<p>お答えします。53,500ドルを1,500 坪で割りますと35ドル70セント位 입니다。</p>
8番	<p>一般会計の替費地処分の総額を 学校敷地にあてられた評価には 50ドルと、いわゆる向こうの額と 一致しない点、はという理由で ですか。</p>
都計 課長	<p>一般会計の用地購入費とこの 保留地処分の単価が大部開き があるという様な質問でござ いますか。おっしゃる通り大部開 きかござりますか。我々が一 応処分する場合には、予算とし てはある程のまゝして計上した 方が健全なあり方ではないかと いうふうと考えております。</p>
8番	<p>一般会計予算の中には、1,000坪は 50ドル単価として計上されて おります。 そうした場合に一般予算との関 連はどうなっておりますか。</p>

議長 暫かく休憩いたします。(10:40)

〃 再開いたします。(10:41)

8番 予算上、一応計上された以上は、これだけ処分していいという意志決定になると思います。そこで伺いますか。いかに処分した場合には、どういう考え方をしておりますか。

〃 予算処理を議決で認めたとすることは、その額で売ってよろしいということになりますか。これだけでは、どうして安いと、いかに処分という場合には、どういう考え方をいたしますか。

議長 暫かく休憩いたします。(10:43)

〃 再開いたします。(11:8)

〃 本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますか。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がございませぬので、本案は質疑の段階で継続審議にいたします。

〃 日程第3、議案第48号 1968年度宜野湾教育区才出才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階で継続審議となっておりますので引き続き質疑をいたします。

〃 暫らく休憩いたします。(11:15)

〃 再開いたします。(11:16)

16番 才出の1款小学校費でございすか、これは中学校費も含んであります。使用料とか借料でありますか。学校敷地の借料、特に大山小学校の例、1号線に面してやはり一部地主の何にあってると、その辺を市長自身視察してやはりどう言った場所は、一応開放して、それに変わるべき運動場でございす。場所は現時点において非常にたやすく得られると思ひます。又1号線の側自体にそれをけ再商店街として近かること自体、学校環境

としても、教育上のいい結果になる
んじゃないか。又その反面一部
犠牲になつてゐる地主等がこの
程度開放した方がいいんだと
いった様な面も考えるべきだ
すか。そういう面から大山小学
校の問題について考えるため
に分かるかどうか。

市長 大山小学校の問題につきましては、
正しくは委員会との話し合いは
してありませんけれども市長として
これは早急に移すということは一
〜三年前から委員会で検討して
来た訳ではないです。私が市
長になってから、これは是非移す
ということを考えております。

16番 私は前にそう言ったことを話した
が、その分にはさしずめました。お前が
考えていることは、我々も考えている
と、いったことをいれましたが、そ
ういった方は現在どこには居りま
せんけれども、現在も尚、どうい
つた状態に放置されてると、
それはやはり一部地主自体、学
校だからしょうがないといった
様なことがあると思ひます。
又、都市計画の面から見て、又

学校環境の面にかかしてもやはり
大山小学校の1号線に面した分
は開放してそこに建物が出来る
こと自体学校の騒音の防止な
り。そこは市長として教育委員
にもハッパを掛けて早急に
解決された方が得策だと考
える訳でございます。
これが逆々すれば、又色々な問
題が起きますので、早急に解決
されることを要望いたします。

市長 充分検討してやります。

2番 この予算を組む時点におきまして
教育の再検討という面から、この
予算を組む時点においてという
面を考慮して組まれたか。

市長 これは学校行政でありますので、その
場々等を充分たごつ様うにしてや
っておりますが、この生徒数に案分
する部分と、或いは学校、学校で毎
年度予算で色々な設備をやります
のでそれを重点的に考えてや
っております。その予算を各学校に案分
じゃなくして、その施設については
施設が毎年、毎年建て参ります
ので、全部一辺にはやしませんので

その施設の重要度、或いは又少ないとかというような所から考えておられます。

8番 父兄の負担によって、学校運営がなされている現状でありますか。父兄から P.T.A. 会費以外の何に負担させる場合に委員会の許可が必要ならば出来ないといいことですか。

市長 これは委員会の許可制といった所までには行っておりませんけれども、話し合いはされております。これが正式の寄附行為になりますと、政府の許可が入ります。

10番 普天間中学校の運動場は排水路の施設がなく週辺に非常に迷惑をあたえているか排水施設の必要はないかどうか。

市長 排水施設の必要は認めておりますけれども現予算には入っておりません。それで、おっしゃる通り週辺に非常に迷惑をかけておりますけれども、これは都計と見込みしまして出来るだけ早めになさなければいけない問題だと考えております。

8番	委員会の費用弁償の方が議会より大きく活動なされている様でありますか。これは非常に結構なことだと思いますか。70日間についてそれから調査旅費は大体どのような計画をなされていますか。この点について説明願います。
市長	この費用弁償につきましては、委員会は代表制がなく、議会より集まる回数も多いためだと思います。ちよと問題が起ると招集しなければいかんということも思いますし、旅費については、本土視察を予定している訳でございます。
	750からですね。
議長	暫く休憩いたします。(11:42)
ク	再開いたします。(11:45)
8番	昨年の予算議会において、積立規則を制定したと記憶しておりますか。その点について積立金があるかどうか。
知花	一般会計以外という意味ですね。でございます。

8番 規則通りやかれているかどうか。

知花 はい。やられております。

1番 才入の教育税の過年度収入。前年度の予算10,805千円の内、実績がいくつあったか説明願います。

知花 9,869千円58セントです。

1番 これの徴収率予算計上前の現年度は38%、次年度は40%。

議長 暫く休憩いたします。(11:56)

〃 再開いたします。(11:56)

1番 市長にお尋ねいたします。どこかの部隊で、何らかの市と契約した住民があるやに聞いておりますか、事実ですか。

市長 そうであります。事実であります。

1番 どの部門に予算を計上してありますか。

市長 これは特別に積立条例を作りまして、昨年からの積立っております。

1番 その額はいくらですか。

市長 現在額ですか。13,971千円13セ
ントです。

1番 この全額が予算に計上されて
ない理由について。

知花 これは積立金目的のからして（聴取
不能）

1番 教育委員会が取り扱う金、学校
行政費に有効に使われている金
これ等の問題について この予算
に計上されるべきだと思いま
すか。それとがされるべきでは
ないと思えますか。市長に御
答弁願います。

市長 予算に計上するのが、建前でござ
います。これは実際に使用する場
合は全部、予算に繰出して議会の
議決を得る様にしてあります。
これは昨年、積立条例を議会で
作ってそれから今先き説明があ
りました様に積立をしてあります。

第47回定例会

No 34

1番	先きの2番議員の質問と関連 しますか。学校の管理に 関しまして行政全般でござ います。予算前の金、自主 的な寄附行為がありますか。 これは当初で14年を 通いて計画する訳ですか。
市長	これはその学校の自主的な 問題でございいますので、 委員会として当初からは 計画は立てない。
30番	予備品の5,835ドルに ついてでございますか。 例年と比べると、80 00ドル増になって おりますか。これに ついて説明願います。
知花	昨年と関係が ありますのは、先 きお申し上げました 様に(聴取不能)
議長	暫く休憩いたします。(11:57)
〃	再開いたします。(12:00)
13番	旅費の482ドルは、 どの様な場合に 使っておりますか。
知花	これは政府からの 派遣旅費として

補助がございしますので、これに
使っております。

4番 学校管理事務ですね。警備員の
積立金ですかね。中学校の場合
はあるが。小学校の場合はない
が。その理由について。

知花 あの100ドルは警備費ではござ
いません。

11番 P.T.A.の役員、P.T.A.の仕事をや
る書記でございいますか。この
書記の仕事と、教育委員会の職員
の仕事が内容において違うところが
これについて説明願います。

市長 P.T.A.の書記でございませ
んか。それは委員会では分かります。

11番 仕事の内容においては どう違
いますかということですか。

市長 委員会では分かりますが、
その書記が何にをしているか、は
きり分りませんか。

11番 学校の運営の色々な、教育委員会
が当然な事で、きことか、またまた

その辺までとどかないので、P.T.A.として、学校の運営、児童福祉のために協力するために一応書記をおりてありますか。その書記の仕事そのものが金銭の取扱いで、特に学校の運営の補助機関といった様な仕事をやっておりますか。この書記に対して全然委員会としては、関知しないと、別個の雇用員であるので、考えないという様なことにあるので、これは学校運営の補助機関みたいな仕事をやっておりますので、そういう意味からすると、今の様な全然身分の保証がされなくて、只P.T.A.の会費から出している様な状態ではあります。そうしますと、学校教育補助機関として相当な役割を果たしている職員に対して、教育委員会から何かさんでは、困るんじゃないかと、思っています。

市長 これは必要性は委員会としては、認めておりませんか。将来これが実際に居なければいかんと言うことであれば、善処しなければいかないと思っております。

11番 現時点においては委員会としては

職務そのものは認めないという
考えですか。

議長 暫く休憩いたします。(12:18)

〃 再開いたします。(12:19)

〃 午前の日程はこゝまで終り
ます。午後は3時より再開いた
します。(12:20)

〃 定足数に達しておりますので、こ
れより午後の会議を開きます。
(12:20)

〃 暫く休憩いたします。(12:23)

〃 再開いたします。(12:24)

12番～調査旅費について、低額支給になっておりますが、その理由について、御説明願います。

市長～これは、委員の木下研作旅費1人当り150ドルになっております。

12番～通常であれば、日当、宿泊料、船賃と計上するのが趣旨だと思いますが、当初予算に照むからには、その調査する目的があるでしょう。

議長～留休憩いたします。（午後2時44分）

議長～再開いたします。（午後2時45分）

議長～本案につきましては、質疑の段階において継続審議といたします。

議長～願借第1号、宮野市山谷区立ようち園育成補助金交付規程暫定方について、と願借第2号、市内区立ようち園育成補助についての願借条件が参っておりますが、受理して議題にするか、どうか、お断りいたします。

議長～留休憩いたします。（午後2時46分）

議長～再開いたします。（午後2時55分）

議長～本願借条件につきましては、委員会の知花氏の話によりますと、教育委員会にも来ている様であります。教育委員会におきましては、公立ようち園を作るための推進をしたいと、そのためには、現段階では、補助は出来ないと、この問題は、本館会に審議することはどうかと思っておりますので、本願借条件につきましては、一応保留したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 ~ 本陳情案件については、保留することに決定いたします。

議 長 ~ 留休憩いたします。 (午後 2 時 5 8 分)

議 長 ~ 再開いたします。 (午後 3 時 8 分)

議 長 ~ 議案第 59 号、予算の繰越については本議題にいたします。
一 広事務局長をしてろろ請せしめます。

議 長 ~ 留休憩いたします。 (午後 3 時 9 分)

議 長 ~ 再開いたします。 (午後 3 時 1 0 分)

議 長 ~ 本堂に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長 ~ 御説明申し上げます。67 年度で事業が終了しませんので
68 年度に繰越したいという事でございますが、その内
訳は土木課の道路きよりりゆう管、宜野嶺地内の道路測
工工事 2,300 ドル、道路新設改良費、大出アスファル
ト工事工事 6,000 ドルそれから排水工事の喜友名地内
3,340 ドル、都市計画費真実帯一帯の現況測量 1,675 ド
ル委託費でございます。
それから、道路きよりりゆう排水費の 23,438 ドル、これ
は、新築地内 10 号線道路改修工事 2,000 ドル、普天間
地内排水工事改修工事 3,246 ドル、真栄原地内排水工
工事 18,092 ドルこれの普天間地内排水工事と申しますと、
高松前の工事でございますが、これが測工事は全部出来
ておりますけれども、算の水道パイプが、工事が非常に
おくれて、そのカッターの分だけ繰越工事にいたしまし
て、7 月 1 日ばいにするようにしておりますが、算の
水道公社のパイプが予定通り出来ないうために、繰越をし
てあります。

真榮原のものは去つた議会で工事契約をいたしましたもので、2〜3日前から着工している工事であります。それから、西條郡法費の工事諸費1,500円、これは普天間お宮前のアスファルトほろ工事でございます。財源費で委託料が235円、市有地賦びよう訂正登記料これが新年度に繰越したい訳でございます。合計38,468円になっております。よろしく願いたします。

本案に対する質疑を許します。

議長〜暫休願いたします。（午後3時13分）

議長〜再開いたします。（午後3時14分）

議員〜本案につきましては、質疑、討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長〜御異議ございませんので、本案に対する質疑、討論を省略することに決定いたします。

議員〜議案第59号、予算の編成について本採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長〜御異議ございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長〜暫休願いたします。（午後3時15分）

議長〜再開いたします。（午後3時19分）

議長〜本日の日程全部終了いたしましたので、これをもちまして、本日の会議を閉じることいたします。

尚、明日は午後2時から本会館を開きます。

散会 (午後3時20分)